

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和5年度実績）

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第1節 都市づくり

施策1 計画的なまちづくりの推進

基本計画掲載頁92～93

施策の達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	新座駅北口地区においては、新座駅北口地区地区計画に基づき、土地利用の誘導を図るとともに、都市基盤の整備を進めた。また、市街化調整区域のうち保谷朝霞線沿道にある道場二丁目地区については地権者相談会及び将来のまちづくりに関する意向調査、大和田一丁目地区（旧暫定調整区域）については将来の土地利用に係る意向調査を実施し、土地の有効活用に向けた方策の検討を進めた。
			課題	新座駅に近接するあたご・菅沢地区における市街地整備の検討については、全体構想を策定する中で検討する必要がある。また、バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進については、調査・研究の結果を踏まえた具体的な取組を進める必要がある。
今後の方向性	I	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	市中央部におけるまちづくりについては、都市高速鉄道12号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けて検討するとともに、地権者への意向調査結果を踏まえ新たな拠点の形成を図っていく。

【参考】施策領域ごとのKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
新座駅北口土地区画整理事業進捗率	53%	66%					100%	B	新座駅北口土地区画整理事務所
通報があった空家等の管理不全箇所の解決率	91.80%	90.40%					100%	B	建築審査課

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

主な施策展開の進捗状況

(1) 市街地環境の向上	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 商業系市街地では、駅周辺における良好な都市基盤をいかしつつ、土地利用の誘導を図るとともに、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間を確保することにより、にぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な空間の形成を図ります。	B（おおむね順調）	新座駅北口地区を始めとした商業系市街地においては、地区計画に基づき、土地利用の誘導を図った。	まちづくり未来部	都市計画課
○ 新座駅北口周辺について、活力と賑わいのある商業空間の創出や駅周辺の計画的な土地利用による良好な街並みを形成するため、土地区画整理事業により都市基盤整備を進めます。	B（おおむね順調）	現事業計画に基づき必要な物件移転及び工事等を実施し、着実に都市基盤整備は進んだ。しかし、一方で、財政非常事態宣言や権利者調整等による不測の事態により、遅れや停滞が生じている部分がある。	まちづくり未来部	新座駅北口土地区画整理事務所
○ 工業系市街地では、工業施設や物流業務施設などの新たな施設立地を促進し、周辺環境に配慮したまちづくりの形成と地域の利便性の向上を図ります。	B（おおむね順調）	大和田二・三丁目地区を始めとした工業系市街地においては、地区計画に基づき、土地利用の誘導を図った。	まちづくり未来部	都市計画課
○ 住居系市街地では、地区の特性に応じた居住環境の整備や改善を図ります。	B（おおむね順調）	片山・西堀地区を始めとした住居系市街地においては、地区計画に基づき、住環境の保全及び改善を図った。	まちづくり未来部	都市計画課
(2) 有効な土地利用の推進	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 市街化調整区域については、自然環境との調和に配慮しつつ、有効な土地利用の誘導を図ります。	B（おおむね順調）	道場二丁目地区については、地権者相談会及び将来のまちづくりに関する意向調査を実施した。また、大和田一丁目地区（旧暫定逆線引き地区）については、将来のまちづくりに関する意向調査を実施した。	まちづくり未来部	都市計画課
○ 新座駅に近接するあたご・菅沢地区については、地理的条件をいかし、土地区画整理事業による新たな市街地整備を検討します。	C（やや遅れている）	土地区画整理事業を施行するには、同時に市街化区域に編入されることが要件となる。本地区は住居系での市街化区域編入を目指しているが、編入には人口増加が見込まれる地区であることの整理が必要となるため、今後は全体構想の策定を進めていく。	まちづくり未来部	都市計画課
○ 市中央部における新たな拠点の形成を図るため、都市高速鉄道12号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて検討します。	C（やや遅れている）	スマートインターチェンジについては、直接の接続先となる都市計画道路保谷朝霞線(県事業)が都市計画変更を予定しており、設置位置の検討が進まなかったことから、まちづくりの検討も進められなかった。	まちづくり未来部	都市計画課
	B（おおむね順調）	都市高速鉄道12号線の延伸早期実現に向け、時代やニーズに合わせた新まちづくり構想を策定するために、構想の大枠やコンセプトの検討を行うワークショップを庁内職員で結成し、令和5年度は勉強会を行った。	まちづくり未来部	地下鉄12号線延伸促進室
○ 都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。	B（おおむね順調）	地権者相談会を開催するとともに、将来のまちづくりに関する意向調査を実施した。参加者からは「何らかのまちづくりを考えた方がよい。」との声を多くいただいたため、今後も継続して相談会を実施していく。	まちづくり未来部	都市計画課
(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 全ての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	C（やや遅れている）	近隣市におけるバリアフリー新法に基づく整備計画及びユニバーサルデザイン計画の策定状況等を調査し、本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針等の策定を検討するため、ユニバーサル推進研修会等に参加した。	まちづくり未来部	都市計画課
(4) 景観づくりの推進	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 景観づくりに関する情報提供の充実を図るとともに、景観に関連する諸制度を活用し、地域の特性をいかながら良好な景観づくりに取り組みます。	A（順調）	新座市景観づくりビジョン、新座市景観条例、新座市景観計画など景観づくりに関する情報について、市ホームページを通じて周知を行った。また、景観法及び景観条例に基づく届出等について、景観計画に定める基準をもって審査を行い、良好な景観づくりを進めた。	まちづくり未来部	都市計画課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第1節 都市づくり

施策2 空家等対策体制の充実

基本計画
掲載頁

92～93

施策の 達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	空家等対策の推進に関する特別措置法や新座市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、管理不全の空家等に対して、所有者へ自主改善を促す改善指導等によって、周辺地域の生活環境については一定の保全が図ることができた。
			課題	空家等については、所管や課題が多岐にわたることから、庁内の関係各課及び専門家団体と連携を図る必要がある。
今後の 方向性	I	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえ た今後の取組方針	第2期新座市空家等対策計画における空家等の「発生予防」、「適正管理の促進」、「利活用の促進」、「管理不全の解消」の四つの基本方針に基づき、関係団体と連携を図りながら、今後も所有者等への改善指導や啓発活動などの対応を継続して講じる空家等の適正な管理の推進を図っていく。

【参考】施策領域ごとのKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
新座駅北口土地区画整理事業進捗率	53%	66%					100%	B	新座駅北口土地区画整理事務所
通報があった空家等の管理不全箇所の解決率	91.80%	90.40%					100%	B	建築審査課

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

主な施策展開の進捗状況					
(1) 空家等の管理意識の高揚		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	空家等の管理意識の高揚を図るため、空家等の適切な管理についての啓発活動を実施します。	B（おおむね順調）	空家等の発生を抑制するために、住宅の管理や利活用、相続等について、啓発チラシや市ホームページ、広報にいざ及び関係部局の発行物への掲載等により、広く啓発活動を実施した。	まちづくり未来部	建築審査課
(2) 空家等対策体制の整備		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	庁内及びその他関係機関と連携して、空家等対策を推進する体制を整備します。	B（おおむね順調）	空き家の発生防止や問題の早期解決を図るため、空き家の担当部署と庁内の関係各課が相互に連携・協力する体制を整備した。	まちづくり未来部	建築審査課
○	空家等の利活用を促し、管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めます。	B（おおむね順調）	空家等の利活用や不動産市場への流通を促進するため、市が窓口となり、協定を締結している市内各金融機関をはじめとした各種専門家団体へ案内をするなどして、利活用を促したほか、各団体と情報共有を図ることで管理不全の空き家等の発生を防ぐための取組に努めた。	まちづくり未来部	建築審査課
○	空家等対策に取り組む団体との連携や、空家等の適正な管理の促進により、周辺地域の生活環境を守ります。	B（おおむね順調）	空家等に関する課題は専門的かつ多岐にわたるため、専門家団体と連携を取りながら、空家等に関する様々な相談について、問題の早期解決に努めた。 また、管理不全の空家等に対して、所有者へ自主改善を促す改善指導等によって、周辺地域の生活環境については一定の保全が図れた。	まちづくり未来部	建築審査課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第2節 公共交通網

施策1 公共交通網の充実

基本計画掲載頁94～95

施策の達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	路線バスの運行が困難な地域において、公共施設、病院等の利用者の利便性向上を図るため、コミュニティバスを運行し、利用者数も増加を図ることができた。 また、東武東上線改善対策協議会, 武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び埼玉県を通じて各鉄道会社に対して要望活動を行うとともに、駅周辺における自転車等駐車場の適切な維持管理により、鉄道利用環境の向上を図ることができた。
			課題	コミュニティバスについて、全国的に運転士の不足が深刻化しているため、運行本数の見直しや路線の拡大が難しい状況にある。 鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めていく必要がある。
今後の方向性	Ⅱ	I：現状のまま継続 Ⅱ：一部見直し等の余地がある Ⅲ：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	全国的に深刻化しているバスやタクシー運転手の成り手不足や、2024年問題に対応しながらも持続可能な公共交通を実現するためには、地域公共交通計画の策定作業を進めながら解決策を見い出していく。 快適な公共交通手段の確保及び市内全体の移動利便性の向上を目指し地域公共交通ネットワークの整備を進めていく。

【参考】施策領域ごとのKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
コミュニティバス利用者数	118,795人	154,221人					224,000人	A	交通政策課
交通安全教室実施回数・人数	21回1,790人	32回2,531人					41回4,000人	B	交通政策課

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

主な施策展開の進捗状況

(1) 都市高速鉄道12号線の延伸	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
都市高速鉄道12号線の延伸の早期実現に向けて、関係機関との協議や新駅予定地周辺におけるまちづくりの検討を進めるとともに、地元の更なる機運醸成を図る取組を進めます。また、東京都の動向などの情報収集に努め、関係機関への効果的な働き掛けを行います。	B（おおむね順調）	新座市、清瀬市、所沢市及び練馬区で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会を通じた延伸促進活動を行うとともに、市内関係団体代表者や地元選出議員等で構成する新座市高速鉄道12号線延伸促進期成同盟会を通じた延伸促進活動を行った。また、まちづくり構想の刷新に向けて、庁内の職員で結成したワークショップによる勉強会を行った。	まちづくり未来部	地下鉄12号線延伸促進室
(2) 鉄道利用環境の向上	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
鉄道の利便性を高めるため、東武東上線、JR武蔵野線、西武池袋線については、ダイヤの見直しや駅舎の改善などについて、鉄道事業者に働きかけます。	A（順調）	東武東上線改善対策協議会、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び埼玉県を通じて各鉄道会社に対して要望活動を行った。	まちづくり未来部	交通政策課
駅利用者の利便性を確保するため、駅周辺の自転車駐車場やバイク駐車場の適切な維持管理に取り組みます。	A（順調）	駅周辺の放置自転車の誘発防止、街並みの美観維持を目的として設置している自転車等駐車場の維持管理を行った。また、有料自転車等駐車場については、かもめビルサービス・日駐研共同企業を指定管理者として、適切な維持管理を行った。	まちづくり未来部	交通政策課
(3) バス利用環境の向上	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
利用者のニーズを踏まえた運行本数の見直しや路線の拡大など、路線バスの輸送サービスの維持・拡充をバス事業者に働きかけます。	C（やや遅れている）	令和6年4月から適用となる厚生労働省によるバス運転士の労働時間等に関する改善基準告示の改正に伴い、全国的に運転士の不足が深刻化しているため、運行本数の見直しや路線の拡大等は難しい状況である。	まちづくり未来部	交通政策課
バス利用者の利便性や快適性を確保するため、バス停の屋根・ベンチの維持管理や増設、運行状況案内システムの設置をバス事業者に働きかけるとともに、バス停周辺の自転車置場の適切な維持管理に取り組みます。	B（おおむね順調）	市民からの要望等を受け、バス事業者に対し屋根・ベンチ等の設置を要望した。また、バス停周辺の自転車置場について、長期間利用されていない自転車を撤去するなど、適切な維持管理に努めた。	まちづくり未来部	交通政策課
快適な公共交通手段の確保及び市内全体の移動利便性を向上するため、まちづくりと一体となった、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。	A（順調）	新座市地域公共交通計画の策定に向けて法定協議会を整備・開催し、同計画の意義や必要性、今後のスケジュール、会議体の役割等について確認した。	まちづくり未来部	交通政策課
(4) バリアフリー化の推進	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めます。	C（やや遅れている）	近隣市におけるバリアフリー新法に基づく整備計画の策定状況等を調査し、本市におけるバリアフリー基本構想の策定を検討するため、研修会等に参加した。	まちづくり未来部	都市計画課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第2節 公共交通網

施策2 交通安全の確立								基本計画 掲載頁	94～95
施策の 達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図った。					
			課題	新型コロナ5類移行に伴い、人流が増加したことにより、志木駅周辺及び新座駅周辺の放置自転車について増加している。また、交通ルールへの遵守、マナーの向上や高齢者の運転免許証自主返納を促す声が高まっており、より一層の普及・啓発が必要である。					
今後の 方向性	I	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	交通安全啓発活動の更なる充実につながるよう、春及び秋の全国交通安全運動並びに夏及び冬の交通事故防止運動の実施体制や、運動期間内における街頭啓発の回数、パトロールの回数、時間帯等について検討し、より一層充実した交通安全運動の推進を図っていく。また、放置自転車等の増加に対応し、引き続き撤去及び誘導業務の委託業者や駐輪場等の指定管理者と連携しながら、放置自転車対策を進めていく。					
【参考】施策領域ごとのK P I ※1（重要業績評価指標）									
項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
コミュニティバス利用者数	118,795人	154,221人					224,000人	A	交通政策課
交通安全教室実施回数・人数	21回1,790人	32回2,531人					41回4,000人	B	交通政策課
※1 K P Iは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。									
※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味									

主な施策展開の進捗状況					
(１) 交通安全意識の高揚		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	警察等関係機関との連携の下、交通安全運動及び交通安全教室の実施により、自動車だけでなく、自転車や歩行者に対して、交通ルールの遵守、マナーの向上や交通安全意識の啓発を進めます。また、高齢者による交通事故減少に向けて、高齢者の運転免許証の自主返納を促進します。	B（おおむね順調）	春及び秋の全国交通安全運動並びに夏及び冬の交通事故防止運動において、新座市交通安全推進協議会を通じて、横断歩道における歩行者優先や自転車乗用時のヘルメット着用などの交通安全に係る啓発活動を行った。	まちづくり未来部	交通政策課
		B（おおむね順調）	市ホームページで、運転免許証自主返納による「運転経歴証明書」取得や埼玉県警察のシルバーサポーター制度の案内及び周知を実施した。	いきいき健康部	長寿はつらつ課
(２) 安全な交通環境の整備		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	安全な交通環境を確保するため、地域や警察との効果的な連携を図るとともに、放置禁止区域内等において放置自転車の撤去活動を行います。	B（おおむね順調）	放置禁止区域内等において放置自転車の撤去活動を実施した。	まちづくり未来部	交通政策課
○	道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、啓発看板、道路反射鏡（カーブミラー）、安全標識、路面標示などの交通安全施設の整備を進めます。	A（順調）	交通危険個所の解消及び交通安全啓発に向けた看板等の設置をした。	まちづくり未来部	交通政策課
		B（おおむね順調）	道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、道路反射鏡（カーブミラー）を２８基設置した。	インフラ整備部	道路管理課
		A（順調）	パトロールや要望を受け、視認しづらい箇所は随時再標示を行っている。	インフラ整備部	道路河川課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第3節 公園・緑地

施策1 良好な自然環境の保全、活用、創出

基本計画
掲載頁

96～97

施策の 達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈り・樹木剪定等の管理や緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。 また、新座市グリーンサポーター活動においては、市民の憩いの場として緑を身近に親しんでいただく場として、下草刈り、枯枝集積、落葉収集や園路へのチップ撒き等を行い、緑地の保全に努めた。
			課題	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会を捉えることができていない。 また、新座市グリーンサポーターについて、新規加入の人員の確保が必要である。
今後の 方向性	Ⅱ	I：現状のまま継続 Ⅱ：一部見直し等の余地がある Ⅲ：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	令和6年3月に策定した「新座すみどりの基本計画アクションプラン第1期」を効果的に推進するため、進捗状況や成果を確認していく。 また、協議内容の一層の充実に向けて、市内雑木林の現地視察等を検討し「新座すみどり」についてより理解を深め、みどりの保全及び緑化の推進に係る施策の質の向上を図っていく。

【参考】施策領域ごとのKPI※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
緑地面積 ※今後減少は避けられないため、減少幅及び減少ペースを抑えることに努める。	314.58ha	296.6ha					306.03ha	C	みどりと公園課
市民一人当たりの都市公園面積	1.77㎡	1.81㎡					1.98㎡	B	みどりと公園課
緑・公園に関するボランティア登録者数	234人	249人					254人	B	みどりと公園課

※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

主な施策展開の進捗状況

(1) 緑地の保全・活用の推進		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	平林寺周辺を始めとした、良好な自然環境の保全に努めます。	B（おおむね順調）	平林寺境内林の樹木の保全を目的として、平林寺に対し、緑地保全特別助成金を交付した。また、ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUGネット（ふるさとの緑と野火止用水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止用水周辺）の自然環境の保全に努めた。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○	妙音沢周辺の良好な自然環境の保全や憩いの場となる周辺整備の推進に努めます。	B（おおむね順調）	自然環境に極力影響を与えないような範囲で、必要に応じて剪定・伐採等の管理・保全及び柵等の整備を行った。また、妙音沢緑地内における空地の有効活用を図るための意見交換会を行った。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○	みどりの保全協定などの諸制度に基づき、緑地の保全・活用を推進するとともに、市内に残る貴重な緑地を計画的に取得するため、新座グリーンスマイル基金の周知と活用を図ります。	B（おおむね順調）	みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈り・樹木剪定等の管理や緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。また、開発行為等に係る意見書提出時や市主催イベント時等において、積極的に新座グリーンスマイル基金の周知を図り、市内の緑地の計画的な取得を目指している。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○	市民・事業者に対しては、緑地協定制度などを活用し、地域ぐるみによる自主的な緑地の保全活動の促進に努めます。	B（おおむね順調）	地域住民等で構成されたボランティア団体による、みどりの保全協定緑地等の管理及び保全について、用具の貸し出しや支給等、支援を実施した。また、ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUGネット（ふるさとの緑と野火止用水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止用水周辺）の自然環境の保全活動の推進に努めた。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望していきます。	C（やや遅れている）	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会を捉えることができなかった。これらの制度や支援策が確立していないことから、山林所有者の相続発生時に、相続人が山林の売却を選択することが多く、緑地面積の減少が進んでいる要因の一つであると考えられる。	まちづくり未来部	みどりと公園課
(2) 緑地空間の創出		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	公共施設や道路などについては、緑化基準に基づき、緑化を推進するとともに、民間事業者に対して、緑化指導を行うことで、景観等も考慮しながら、貴重なみどりを守っていきます。	A（順調）	西堀浄水場管理棟建設工事について、公共施設緑化基準に基づき緑化指導を実施した。民間事業者に対しては、みどりのまちづくり条例に基づき、一定基準以上の開発行為等に対し緑化指導を実施した。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○	生け垣設置に関する助成を行うとともに、市民及び事業者に対しての周知を進めます。	B（おおむね順調）	財政非常事態宣言の影響で令和3年度から事業休止しており、「新座市みどりの基本計画 アクションプラン 第1期」の計画開始年である令和6年度からの事業再開に向け、予算を要望したが、実現できていない。開発行為等に係る意見書に生け垣の設置について記載するとともに、市ホームページに「新座市みどりのまちづくり条例事務取扱基準」を掲載し、事業者に対しての周知を行った。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○	新たな緑地空間を創出するため、市民緑地認定制度の導入・活用に努めます。	B（おおむね順調）	埼玉県主催の「県・市町村緑化行政担当者会議」に出席し、市民緑地認定制度について、研究先進事例等の情報収集を行った。	まちづくり未来部	みどりと公園課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第3節 公園・緑地

施策2 憩いの場となる公園の充実								基本計画 掲載頁	96～97
施策の 達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	新座セントラルキッズパークについて、新座市立道場集会所と一体利用のできる多目的広場等を整備し、市域南部の中核公園として整備が完了した。 また、大和田水辺の丘公園の新規整備に当たっては、有識者や近隣町内会長等の意見を反映させながら、公園の整備を進めることができた。 公園を安全で快適に利用できるように、必要な修繕・清掃・除草・樹木剪定等を実施し、良好な公園環境を維持・管理できた。					
			課題	ボール遊びができる公園の整備について、近隣住民や利用者の意見を伺いながら、ルールづくりを進めていく必要がある。					
今後の 方向性	I	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	引き続き、公園環境の充実に努めていく。 大和田水辺の丘公園については、引き続き完成に向けて整備を進めるとともに、誰もが安心して利用できる公園づくりを進めていく。					
【参考】施策領域ごとのK P I ※ ¹ （重要業績評価指標）									
項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※ ²	所管課
緑地面積 ※今後減少は避けられないため、減少幅及び減少ペースを抑えることに努める。	314.58ha	296.6ha					306.03ha	C	みどりと公園課
市民一人当たりの都市公園面積	1.77㎡	1.81㎡					1.98㎡	B	みどりと公園課
緑・公園に関するボランティア登録者数	234人	249人					254人	B	みどりと公園課
※ ¹ K P Iは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。									
※ ² 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味									

主な施策展開の進捗状況

(1) 拠点となる公園の整備	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内での公園整備など、土地区画整理事業に合わせ、魅力ある街区公園の整備を推進するとともに、道場地内において新座セントラルキッズパークの整備を進めます。	A（順調）	新座セントラルキッズパークについて、新座市立道場集会所と一体利用のできる多目的広場等を整備し、市域南部の中核公園として整備が完了した。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 本市のスポーツ・レクリエーション及び自然観察の中核として、総合運動公園の適切な維持管理を行うとともに、設備等のリニューアルに努めます。	B（おおむね順調）	総合運動公園については、体育施設等に指定管理者制度を導入した平成25年度以降、公益財団法人新座市スポーツ協会を指定管理者として施設の管理を行わせている。このため、当協会の蓄積されたノウハウのもとで適切に運営管理が行われた結果、安全かつ快適な公園利用に貢献した。また、市は、緊急を要する施設修繕等や苦情や要望による突発的な施設改修等を行うことで、公園施設の充実を図った。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 地域の身近な公園や児童遊園の再配置、老朽化した公園の再整備に当たっては、公園のリニューアル計画を策定し、幅広いニーズに対応できる公園づくりを進めます。また、公園施設の新設・改良に当たっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備を行います。	B（おおむね順調）	公園リニューアル計画について、他市の計画・状況の調査や計画策定業務委託を見据えた業者とのやり取りを通じて、計画策定のための下地を整えた。また、公園施設の新設・改良について、新設の大和田水辺の丘公園においては、バリアフリースイレや授乳室、インクルーシブ遊具が整備される予定である。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 公園のリニューアルや新規整備に際しては、規模や立地場所などの条件を踏まえ、必要に応じて、公募設置管理制度（Park-PFI）による民間の資本やノウハウを活用した整備・改修及び管理手法について検討します。	B（おおむね順調）	大和田水辺の丘公園の新規整備に当たっては、有識者や近隣町内会長等で構成される整備検討協議会の開催や、ホームページ上で整備に係る市民意見募集等を実施し、整備内容に反映した。また、公募設置管理制度について、事例等の調査研究を進めた。	まちづくり未来部	みどりと公園課
(2) 誰もが利用できる公園の充実	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○ 公園遊具の安全点検の実施と維持・補修を進めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	B（おおむね順調）	職員による日常点検、遊具業者による年1回の遊具点検を行っており、維持・補修に努めている。また、新設の大和田水辺の丘公園においては、インクルーシブ遊具が整備される予定である。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 子どもたちの声を聴き、子育て世代にも配慮して、親子で1日遊べるなど、利用者のニーズを踏まえた公園づくりを推進します。	A（順調）	新座セントラルキッズパークについて、新座市立道場集会所と一体利用のできる多目的広場等を整備し、主に子どもの利用を想定した市域南部の中核公園として整備した結果、子育て世代をはじめ利用者のニーズを踏まえた公園づくりに貢献した。	まちづくり未来部	みどりと公園課
○ 行政と市民との協働の下、公園の清掃や維持管理を行います。	A（順調）	40町内会と公園等清掃管理業務協定を提携し、各公園の清掃や草刈り等を実施した。また、167名の公園ボランティアを登録し、各公園の管理に協力いただいた。	まちづくり未来部	みどりと公園課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第4節 道路

施策1 道路交通網の整備

基本計画掲載頁98～99

施策の達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を新座市道路整備基本計画に基づいて計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組んだ。
			課題	道路の無電柱化や自転車通行空間の整備については、調査・研究の結果を踏まえ、検討を進めていく必要がある。
今後の方向性	Ⅱ	I：現状のまま継続 Ⅱ：一部見直し等の余地がある Ⅲ：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	道路環境の改善・整備を進めつつ、都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線、東村山足立線の幹線道路の整備について、埼玉県と連携を図っていく。 また、東久留米志木線の整備に向け、令和6年度から基本設計などを進めていく。

【参考】施策領域ごとのK P I ※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
都市計画道路整備率	16%	16%					90%	B	道路管理課
市道舗装修繕計画による市道修繕率	0%	23.2%					100%	B	道路河川課
橋梁長寿命化修繕計画による修繕率	0%	8%					100%	B	道路河川課

※1 K P Iは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

主な施策展開の進捗状況

(1) 道路環境の改善・整備		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	交通手段にかかわらず、誰もが安全で快適に使用できる道路整備を推進します。また、安全、防災、景観において効果の高い無電柱化の検討や街路樹の整備を進めます。	C（やや遅れている）	無電柱化の推進について、安全で円滑な交通の確保、都市景観の向上を図るため、先進事例の情報収集をしながら、調査研究を行った。	インフラ整備部	道路管理課
	歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組みます。また、市民の利用状況に合わせ、自転車通行空間の整備をするなど、自転車や車いす、新たなモビリティ（交通手段）等の利用にも配慮した整備に努めます。	C（やや遅れている）	市道第 5 号線（水道道路）、市道第 8 号線（水道道路）及び市道第 1 1 1 号線（こもれび通り）について、歩道用地を取得した。また、自転車通行空間の整備等については、先進事例に関する情報収集等を行った。	インフラ整備部	道路管理課
(2) 幹線道路の整備		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	都市計画道路保谷秋津線、ひばりが丘片山線については関係機関と調整しながら整備を推進するとともに、東久留米志木線については整備を進めます。	B（おおむね順調）	保谷秋津線については、令和 5 年度末の用地取得率は令和 5 年度末までで約 6. 5 %。現在の事業計画では事業期間は令和 7 年度までとなっているが、7 か年延伸予定。ひばりが丘片山線及び東久留米志木線については令和 7 年度の事業認可取得を目指していく。	インフラ整備部	道路管理課
		B（おおむね順調）	事業を進めるに当たり、基本設計に係る予算計上を行うなどの準備を進めた。	インフラ整備部	道路河川課
○	都市計画道路保谷朝霞線、放射 7 号線、東村山足立線などの早期整備について、県に要請・協力します。	B（おおむね順調）	都市計画道路保谷朝霞線、放射 7 号線、東村山足立線の早期整備について、県に要請・協力した。	インフラ整備部	道路管理課
○	関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置に向け、調査検討を進めます。	C（やや遅れている）	直接の接続先となる都市計画道路保谷朝霞線(県事業)の主要構造や整備時期等が未定のため、詳細な検討に入れなかったが、国土交通省大宮国道事務所と意見交換を行った。	まちづくり未来部	都市計画課
○	国道 2 5 4 号の慢性的な混雑の解消に向けて、国道 2 5 4 号和光富士見バイパスの早期整備について、関係機関に要望します。	B（おおむね順調）	国道 2 5 4 号の慢性的な混雑の解消に向けて、国道 2 5 4 号和光富士見バイパスの早期整備について、関係機関に要望した。	インフラ整備部	道路管理課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第4節 道路

施策2 道路管理の充実								基本計画 掲載頁	98～99
施策の 達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	安全で円滑な道路交通の確保のため、道路上施設の維持、修繕及び環境保全を行った。 また、橋梁の維持・補修については、新座市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕・点検を行った。					
			課題	道路側溝などの清掃、草刈等に関する要望が増加している。 引き続き、道路の定期的な調査やパトロールを通じて道路の維持・補修に取り組んでいく必要がある。					
今後の 方向性	I	I：現状のまま継続 Ⅱ：一部見直し等の余地がある Ⅲ：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	引き続き、道路・橋梁の定期的なパトロールを通じて、維持・補修を進めていく。					
【参考】施策領域ごとのK P I ※ ¹ （重要業績評価指標）									
項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※ ²	所管課
都市計画道路整備率	16%	16%					90%	B	道路管理課
市道舗装修繕計画による市道修繕率	0%	23.2%					100%	B	道路河川課
橋梁長寿命化修繕計画による修繕率	0%	8%					100%	B	道路河川課
※ ¹ K P Iは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。									
※ ² 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味									

主な施策展開の進捗状況				
(1) 道路の維持・補修	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	B（おおむね順調）	日常的な道路の点検や市民からの要望や苦情に都度対応した。 また、年2回、部内の各課で地区分けしてパトロールを実施した。	インフラ整備部	道路管理課
	A（順調）	1・2級幹線道路については、新座市舗装修繕計画を基に計画的に修繕を行った。また、生活道路については、パトロールや要望を受け、随時修繕を行った。	インフラ整備部	道路河川課
○	B（おおむね順調）	市民の協力を得て植樹帯に花卉の植栽を行った。また歩道内の植樹帯の除草、清掃を行った。	インフラ整備部	道路管理課
(2) 橋の維持・補修	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	A（順調）	新座市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕・点検を行った。	インフラ整備部	道路河川課
(3) 私道整備への支援	施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	B（おおむね順調）	令和5年度は補助件数は0件であった。	インフラ整備部	道路管理課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第5節 河川・水路

施策 1 治水対策の推進								基本計画 掲載頁	100～101
施策の 達成状況	A	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	柳瀬川及び黒目川の適正な維持管理（浚渫等）を埼玉県に要望するとともに、公共施設の新設に併せて大型浸透貯留施設の設置や、歩道整備工事に併せて浸透施設の設置を行った。 また、開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導し、設置率は100%となった。					
			課題	引き続き、治水安全対策、雨水流出抑制に取り組んでいく必要がある。					
今後の 方向性	I	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における適正な維持管理と、治水機能の向上に向けて埼玉県に要望していく。 また、雨水の流出を抑制するため、雨水貯留・浸透施設の設置などを推進するとともに、開発行為の協議の際にも適切に指導していく。					
【参考】施策領域ごとのKPI※1（重要業績評価指標）									
項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
開発行為等における雨水貯留・浸透施設 設置率	0%	100%					100%	A	道路河川課
※1 KPIは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。									
※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味									

主な施策展開の進捗状況					
(1) 治水安全対策の促進		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	柳瀬川、黒目川について、河川内に堆積した土砂を取り除く浚渫工事など適正な維持管理と、必要に応じて更なる治水機能の向上に向けた改修・整備を県に要望します。	A (順調)	埼玉県へ要望書提出の際は、柳瀬川、黒目川の適正な維持管理（浚渫等）を要望した。	インフラ整備部	道路河川課
(2) 雨水流出抑制の推進		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせての雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における透水性舗装を推進します。さらに、想定を超えた大型台風や集中豪雨の発生時においても被害を抑制できるよう、公園や学校などの広い敷地を持った施設について、貯留施設としての活用を進めます。	A (順調)	公共施設の新設に併せて大型浸透貯留施設の設置や、歩道整備工事に併せて浸透施設の設置を行った。	インフラ整備部	道路河川課
○	民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。	A (順調)	開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導した。	インフラ整備部	道路河川課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第5節 河川・水路

施策2 河川・水路環境の整備								基本計画 掲載頁	100～101
施策の 達成状況	A	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	水辺に親しめる環境づくりとして、柳瀬川及び黒目川について定期除草作業を行い、適正に遊歩道の維持管理を行った。 また、野火止用水については定期的にパトロールを行い、景観に配慮した暮らしに身近な水辺空間の維持管理を行った。					
			課題	水辺空間の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。					
今後の 方向性	I	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた 今後の取組方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における遊歩道や、野火止用水の適正な維持管理に努めていく。					
【参考】施策領域ごとのK P I ※1（重要業績評価指標）									
項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
開発行為等における雨水貯留・浸透施設 設置率	0%	100%					100%	A	道路河川課
※1 K P Iは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。									
※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味									

主な施策展開の進捗状況					
(1) 水辺に親しめる環境づくり		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	柳瀬川、黒目川について、整備の完了した遊歩道の適切な維持管理を進めるとともに、ウォーキングやサイクリング、自然観察など、市民が気軽に親しめるレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。	A（順調）	定期除草作業を行い、適正に遊歩道の維持管理を行った。	インフラ整備部	道路河川課
○	野火止用水について、護岸の補修を適宜行い、暮らしに身近な水辺空間としての活用を図ります。	A（順調）	定期的にパトロールを行い、景観に配慮した修繕を随時行った。	インフラ整備部	道路河川課
○	市民との協働により、清掃活動や啓発活動を進め、快適な水辺空間を創出します。	A（順調）	ボランティア団体と連携を図り、水辺空間の維持管理を行った。	インフラ整備部	道路河川課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第6節 上水道

施策1 上水道の安定供給

基本計画
掲載頁

102～103

施策の 達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	水道事業の安定的・継続的な運営のため、新座市水道事業経営戦略を策定した。 また、水道法に基づく水質検査を実施し、定期的な検査を実施することで、安全な水道水の供給を担保した。
			課題	安全な水道水の供給体制の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。
今後の 方向性	I	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた 今後の取組方針	新座市水道事業経営戦略に基づき、水道事業の経営の効率化に努めていくほか、市民への分かりやすい情報発信をしながら、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めていく。

【参考】施策領域ごとのK P I ※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
有収率	95%	95.63%					96.31%	B	水道施設課
管路耐震化率（管路全体／基幹管路）	管路全体 46.4% 基幹管路 33.4%	管路全体 47.4% 基幹管路 37.0%					管路全体 49.5% 基幹管路 64.5%	B	水道施設課
水質検査項目の合格／水質基準適合率	100%	100%					100%	A	水道施設課

※1 K P Iは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。

※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

主な施策展開の進捗状況					
(1) 安定的・継続的な健全経営		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	水道施設等の資産の状況を把握した上で、水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。また、事業の運営状況について、市民への分かりやすい情報発信を行います。	B（おおむね順調）	水道事業の安定的・継続的な運営のため新座市水道事業経営戦略の策定を行った。また、運営状況等についてHPへ掲載し、情報発信を行った。	インフラ整備部	水道業務課
○	漏水調査の効果的な手法を検討し、継続的に実施していく中で、必要に応じて修繕工事を行い、有収率の向上を図るなど、水道事業の経営の効率化に努めるほか、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めます。	B（おおむね順調）	節水について、広報やポスター掲載、水道週間に懸垂幕の掲揚を行った。	インフラ整備部	水道業務課
		B（おおむね順調）	漏水調査を継続的に実施し、漏水発見後速やかに修繕することで、有収率が向上した。	インフラ整備部	水道施設課
(2) 供給体制の充実		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	水質検査を継続的に実施し、安全な水の供給に努めます。	B（おおむね順調）	水質検査については、水道法第20条に基づき実施しており、定期的な検査を実施することで、安全な水道水の供給を担保した。	インフラ整備部	水道施設課
○	重要給水施設へ配水する管路や耐用年数に達した管路などの耐震化を優先的に進めます。また、浄水場など、老朽化した施設・設備の適切な維持・管理を行い、施設の運用に与える影響等を勘案した上で、地球温暖化対策に配慮した計画的な更新や耐震化を進めます。	B（おおむね順調）	重要給水施設へ配水する管路や老朽化した管路を計画的に耐震化を進めた結果、管路全体の耐震化率はおおむね順調に推移した。	インフラ整備部	水道施設課

第3章 基本政策③ やすらぎと利便性が共存するまち【都市整備】

第7節 下水道

施策1 下水道の整備促進

基本計画
掲載頁

104～105

施策の 達成状況	B	A：順調に推移した B：おおむね順調に推移した C：進捗が遅れた	成果	污水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、污水管に管口カメラを入れ、劣化状況を調査ができたこと、また、既存の污水管改築工事を行うことができたことから、おおむね目標どおりに進めることができてい る。 また、雨水幹線及び雨水枝線の整備については、おおむね目標どおり整備を実施することができた。
			課題	下水道の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。
今後の 方向性	I	I：現状のまま継続 II：一部見直し等の余地がある III：抜本的な見直し等が必要	成果・課題を踏まえた今後の取組方針	下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めるとともに、污水排水対策及び雨水排水対策を推進していく。

【参考】施策領域ごとのK P I ※1（重要業績評価指標）

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和5年度時点 達成度※2	所管課
新座市污水管路ストックマネジメント計画（第Ⅰ期）による進捗率／改築延長L＝1,560m	0%	17.9%					100%	B	下水道課
新座市雨水管理総合計画による整備率／貯留管φ1,200mm L＝650m	0%	0%					100%	B	下水道課

※1 K P Iは「施策」ではなく「施策領域」ごとに設定しているものです。
※2 【達成状況評価について】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：やや遅れ気味

主な施策展開の進捗状況

(1) 安定的・継続的な健全経営		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	下水道事業の経営状況、下水道施設の資産の現状を踏まえ、中長期的な経営の基本計画を定め、下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。	B（おおむね順調）	下水道使用料改定の必要性を検証し、下水道使用料の適正化に努めている。	インフラ整備部	下水道課
○	公共下水道未接続世帯の解消に向けて、未接続家屋・事業所への水洗化指導、啓発により、接続率を高め、整備された公共下水道の有効活用に努めます。	B（おおむね順調）	公共下水道未接続世帯について、定期的に水洗化指導を行った結果、13件の接続があった。	インフラ整備部	下水道課
(2) 汚水排水対策の推進		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	事業認可区域の計画的な整備を推進します。	B（おおむね順調）	新座駅北口土地区画整理地区内において、汚水枝線の整備を行ったことから、生活環境の向上・改善及び自然環境の保全を図ることができた。	インフラ整備部	下水道課
○	既存の汚水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B（おおむね順調）	汚水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、汚水管の管口カメラを調査を行うとともに、既存の汚水管改築工事の実施をすることができた。	インフラ整備部	下水道課
(3) 雨水排水対策の推進		施策の進捗状況	評価の説明	所管部	所管課
○	雨水管理総合計画に基づき、優先順位を付けて整備を推進します。	B（おおむね順調）	雨水管理総合計画に基づく雨水管整備の推進するための設計業務委託の着手ができた。	インフラ整備部	下水道課
○	既存の雨水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B（おおむね順調）	既存の雨水管調査において、簡易テレビカメラ調査及び潜行目視調査を実施することができた。	インフラ整備部	下水道課